

不法行為法における

遅延損害金の算定と「賠償範囲」

—— 複利の可能性・訴えが遅れた場合の
規律を含めたイングランド法研究 ——

大西邦弘

- I はじめに
- II イングランドにおける不法行為と遅延損害にかかる法状況の概要
- III *Sempra Metals* 判決
- IV 不法行為と遅延損害にかかる *Sempra Metals* 判決前の法状況
- V 不法行為と遅延損害にかかる *Sempra Metals* 判決後の展開——賠償額の算定
- VI おわりに

I はじめに

1 不法行為に基づく損害賠償債務と遅延損害

わが国において、不法行為に基づく損害賠償債務は損害発生の中から遅滞に陥るとされ、このことにかかる議論はこれまで必ずしも注目を集めてきたとはいえない。しかしながら、遅延損害については、本来の賠償債務に加えてなぜ遅延損害が賠償されなければならないのか、遅延損害が認められるとして当然単利に制限されるべきか、複利の可能性はないのか、また被害者による訴訟の提起が遅れた場合に関する規律を、いま一度議論しておくべきではなからうか。本稿では、イングランド損害法 (the law of damages) における遅延損害にかかる議論を参照しつつ⁽¹⁾、このような問題を考えてみることにしたい。⁽²⁾

はじめに、ごく簡単ではあるが、これまでのわが国の法状況を確認しておくことにしよう。

2 不法行為に基づく損害賠償債務にかかる遅延損害に関する判例

不法行為に基づく損害賠償債務と遅延損害にかかる初期の判例として、まず、大判明治四三年一〇月二〇日民録一六輯七一九頁は「不法行為ニ因リテ取得シタル利益ニ付テハ其債務者ハ債務ノ発生スルト同時ニ履行ノ責アルヲ以テ特ニ債権者ノ請求ヲ待タスシテ遅滞ノ責ニ任スヘキモノトス」としていた。

そして、現在のリーディング・ケースとされているのは、周知の通り、不法行為により被った損害の賠償債務は「損害の発生と同時に、なんらの催告を要することなく、遅滞に陥る」とした最判昭和三七九年九月四日民集一

六卷九号一八三四頁である。

また、弁護士費用についても、弁護士費用に関する損害は一個の損害賠償債務の一部を構成するものというべきことを理由に不法行為の時に発生し、かつ、遅滞に陥るものと解するのが相当と判示されている。⁽³⁾

さらに、最高裁は、損害賠償金の支払いが延引した主たる責任は被害者にあるとして過失相殺した原審につき、同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする損害賠償債務は一個と解し、一体として損害発生時に遅滞に陥り、個々の遅延損害金の起算日の特定を問題にする余地はないとし、被害者が「損害額及びこれから控除すべき額を争ったからといって、これによって当然に遅延損害金の請求が制限される理由はない」としている。⁽⁴⁾

なお、複利によって遅延損害金を算定することが可能かどうかにかかる最高裁判所の判例は、見当たらない。⁽⁵⁾そして、遅延損害金の性質が必ずしも明白ではないことよって、社会保険給付を遅延損害金に充当すべきか元本に充当すべきかにつき、複雑な問題が発生している。⁽⁶⁾

3 学説——不法行為に基づく賠償債務にかかる遅延損害の起算点

従来の学説における不法行為と遅延損害については、遅延損害金算定の起算点にその議論の焦点が当てられてきたと評価することができる。⁽⁷⁾

まず、この点に関して伝統的な通説は、「沿革と公平の理念」より、判例と同じく不法行為（損害発生）の時に遅延損害金算定の起算点としている。⁽⁸⁾これについては、「訴訟にまで至り、現に救済が遅滞している被害者については、事故時から生じている不利益状態を遅延損害金の形で救済する法的構成が実務的には公平である」と

不法行為法における遅延損害金の算定と「賠償範囲」

して判例・伝統的な通説を擁護する見解がある。⁽⁹⁾ただ、「訴訟にまで至」るには、被害者にもそれ相応の理由がある場合も考えられ、そのような事情をも視野に入れた法的構成も検討する余地があるのではなからうか。

他方で、このような判例・伝統的な通説に異議を唱える見解もある。⁽¹⁰⁾

平井宜雄教授は、民法四一二条とのバランスから、遅延損害金算定の起算点は請求時または訴状送達時を基準時とすべきと主張されている。⁽¹¹⁾潮見佳男教授は、「意図的な訴訟引延ばしによる遅延利息発生の不都合」⁽¹²⁾を考慮して、基本的に平井教授の立場を支持されている。⁽¹³⁾ただし、次の藤原判事による不法行為と遅延損害金にかかる分析を参照して、金銭騙取その他の故意による侵害利得型の不法行為については、民法七〇四条との権衡から、判例通りで良いとされている。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

藤原弘道判事（論稿公表当時）は「不法行為に基づくものであれ債務不履行に基づくものであれ、損害賠償債務の履行が訴訟において請求される場合においては、これが遅滞に陥る時期はその口頭弁論終結時……であり、遅延損害金の起算日もその時である」と主張されている。⁽¹⁶⁾藤原判事による遅延損害金にかかる法状況の分析はなほ説得力を有しているが、引用したような結論を支える理由となるのは損害認定の裁量的性質であり、損害認定の裁量的性質を根拠とするのであれば——その点についてはなら異論はないが——他の時点を裁量的に認定することも選択肢となり得るのではなからうか。もっとも、損害認定の裁量的性質を議論の根拠とするのであれば、通常の損害認定と遅延損害金算定の質的差異についても、明らかにされるべきではないかと思料する。ともあれ、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟における損害認定の裁量的性格を根拠とする藤原判事の議論が、なぜ現在必ずしも通説を形成しているとは評価し難いのかについては、疑問が生じるところである。

4 学説——弁護士費用の遅延損害

続いて、学説については、弁護士費用の遅延損害金に関する議論も参照しておこう。⁽¹⁷⁾ この点につき、弁護士費用の問題は本来の損害賠償の範囲の問題ではなく司法制度上の費用負担の問題であると評価する見解が有力である一方で、⁽¹⁸⁾ 弁護士費用は後続侵害（エコノミック・ロス）として捉えることができるため不法行為の時からでよいとの見解が示されていることをどのように理解するかが問題となり得る。⁽¹⁹⁾

また、吉田邦彦教授が、最判昭和五八年九月六日の評釈において、損害の現実化に応じて遅滞時を分断するやり方はあまりにも煩雑・煩瑣であって、「このような複雑さ回避の実務上の要請が、本判決の重要な因子になっている」と指摘されていることは、⁽²⁰⁾ 極めて注目に値する。この「複雑さ回避の実務上の要請」は、なにも、弁護士費用にかかる遅延損害金の算定だけに限らないようにも思われる。

5 学説——不法行為による損害賠償債務にかかる遅延損害金算定のための利率

さらに、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金算定のための利率について、とりわけ加害者が会社の場合に遅延損害金を5%ではなく商事法定利率によるべきであると見る見解がある。⁽²¹⁾ 確かに、遅延損害金算定のための利率を5%に固定すべき論理的根拠は、従来の議論において必ずしも容易に見出すことはできないのではなからうか。⁽²²⁾

6 学説——使用価値の喪失と遅延損害

すでに学説によって指摘されているが、今日においてもいま一度注目されてよいと思われる議論として、使用価値の喪失と遅延損害の議論がある。すなわち、「遅延利息」は、「損害賠償の一種」とされるところ⁽²³⁾、他人の物の不法占拠によって使用料（賃料）相当の賠償が認められる場合には、遅延利息を請求することはできないとの議論⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾である。

従来、この議論については必ずしも遅延損害金の起算日と同程度には注目を集めてきていないと思われるが、では、賠償される損害と遅延損害金にはどのような関係があるのか、ヨリ詳しい調査がなされるべきであると思われる。

また、遅延利息が損害賠償の一種であるとされるならば、⁽²⁶⁾その賠償範囲と通常の賠償範囲とは、交錯するのではあるのか。

7 学説——遅延損害金の算定は単利に限定されているのか？

従来の議論の（ごく簡単な）検討の最後として、遅延損害金の算定を複利によってできるかを見た。この点につき、わが国の裁判実務においては、遅延損害金の算定に関して、現状は複利によっては算定されていないようである。⁽²⁷⁾また、第一法規『法律判例文献情報 (<https://www.dl-law.com>)』において「損害賠償 複利」で検索しても文献はほとんど表示されない。⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾

他方で、仮に不法行為による損害賠償債務の遅延損害についても民法四〇五条の適用が可能であるとすると、

民法四〇五条によれば利息の支払いが一年以上延滞した場合債権者が催告をしても債務者が利息を支払わなければ元本に組入れることが可能と規定されているため、この要件をみたせば複利による遅延損害金の賠償が可能なのようにも思われる。

しかしながら、このような議論の是非を論ずる前に、不法行為に基づく損害賠償債務／遅延損害金／民法四〇五条が前提とする利息債務との異同を、いま一度明確にしておくべきではなからうか。

この点につき、租税法の領域では、⁽³⁰⁾遅延損害金としての法律的性格を有する還付加算金に民法四〇五条の適用（類推適用）があるかについて、東京高判平成二一年七月一日（レキDB 文献番号25441715）が「過納金の還付は……地方団体と納税者との公平を勘案し、民法上の不当利得の法理を踏まえたものであって、還付加算金は民法上の不当利得における利息に相当し、その法律関係は私法上の債権債務関係と何ら異なるものではないと解されるから、還付加算金についても民法四〇五条が適用され、これを元本に組み入れることができるものと解するのが相当である」としたことが、極めて注目に値する。

すでに学説においても、「遅延損害金は単利で求められるべきだとする判断が誤っている」との指摘もある。⁽³²⁾ それでは、そもそも、複利による遅延損害金の算定は、通常不法行為による損害賠償の範囲の問題と、どのような質的相違があるのであろうか。⁽³³⁾

8 本稿の問題関心

以上より、ごく簡単ではあるが、わが国における不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金の算定について

不法行為法における遅延損害金の算定と「賠償範囲」

は、次のような問題が残されているといえよう。

第一に、従来は遅延損害金の算定についてその起算点に議論の焦点が当てられてきており、判例は損害発生時をその起算点としているが、損害認定に規範的性質があるとすると、遅延損害金についても裁量的に他の時点を選定のための起算点とすることが可能と思われる。もっとも、その場合には、通常の損害の認定と遅延損害金の算定にどのような差異があるかにつき、議論がなされなければならない。

第二に、遅延損害金算定の起算点を個々の損害発生時からとした場合、遅延損害金の算定があまりに煩雑になることが指摘されていた。この指摘については、一方では遅延損害金算定の煩雑さを避けるために簡略化をすることが可能かが問われるべきであるし、他方では、簡略化が可能であるとするどのような理由で簡略化が可能なのか議論されるべきである。

第三に、わが国の議論において従来は必ずしも注目されてはこなかったが、第一、第二の問題点と関連して、賠償されるべき損害と遅延損害金の関係についても議論しておくべきと思料する。例えば、すでに指摘されている通り、土地の不法占拠の場合に遅延損害金を認めることは、重複填補を認めることになるのではなからうか。土地の不法占拠について賃料相当額の賠償を認めるわが国でのいわゆる「損害賠償」は、通常の損害賠償とは異なる性質を有しているように思われる。⁽³⁵⁾このような議論を詳細に展開するものは、これまで必ずしも多くなかったといえよう。すなわち、従来の議論において物の使用価値と遅延損害金の異同が必ずしも明確ではなかった。⁽³⁶⁾第四に、遅延損害金を複利によって算定することは可能かが問題となる。すでにみたようにわが国においても経済学の背景を有する研究者から複利による遅延損害金算定が説かれていたが、いまだ通説を形成しているとは

評価し難い。この議論により説得的な根拠を付加するためには、——つまるところ第一、第二、第三の問題と関連するのであるが——そもそも遅延損害金によって賠償されるべき「損害」とはなにかが、重要となるのである。第五に、被害者が訴えの提起を遅延させていると、遅延損害金の額はその分だけ増額されることになるが、ならんかの限界を設ける必要はないか。³⁷⁾この問題についてはすでにわが国においても学説によって指摘されていたところ、遅延損害金の算定については、わが国では不法行為（による損害発生）の時から5%ということである。問題とされていないが、なぜ不法行為による損害が生じた時から——なんらの検討もすることなく——支払い済みまで5%とされるのか、とりわけ通常の不法行為に基づく損害賠償請求訴訟における賠償の範囲との関係で、ヨリ詳しい検討がなされるべきであると思料する。

以下では以上のような問題関心によってイングランド法を参照することにするが、ただし、本稿での議論の射程は不法行為に基づく損害賠償債務にかかる遅延損害金に限定されることを、予めお断りしておきたい。

- (1) 本稿で参照するイングランド損害法については、主に、イングランド損害法を代表するテキストである Harvey McGregor, *McGregor on Damages*, 18th ed., 2009 に依拠した。以下、本稿では同書を「McGregor2009」と略記する。
- (2) 不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金はいわゆる「利息」とは異なるが、学説においては慣用的に「遅延利息」と表わされてきたこともあり（加藤一郎『不法行為』「有斐閣、増補版、一九七四年」以下「加藤『不法行為』」と略記する）二一九頁、四宮和夫『不法行為』「青林書院、一九八五年」以下「四宮『不法行為』」と略記する）二二六頁、本稿では特に断らない限りこれらを区別しない。

不法行為法における遅延損害金の算定と「賠償範囲」

- (3) 最判昭和五八年九月六日民集三七卷七号九〇一頁。
- (4) 最判平成七年七月一日日交民集二八卷四号九六三頁。下級審裁判例ではあるが、札幌地判平成二三年七月二七日判時二一四一号九六頁は、一二年後に症状が悪化したことによる損害賠償請求につき、被害者の受診の遅れ等を理由に過失相殺をすべきではないとした(確定)。
- (5) 神戸簡判平成一〇年一二月一七日は「遅延損害金が損害賠償ではあっても元本使用の対価たる性質を有し、利息と類似する性質を有することからすれば、遅延損害金についても民法四〇五条が類推適用されるべき」と判示しているとのことである(未見)。引用は、二本・後掲四六頁に拠った。
- (6) 最判平成二二年四月八日民集六四卷三号六七六頁参照。
- (7) 遅延損害に関する基礎的文献としては、岩田新『遅延利息論』(有斐閣、昭和一〇年)がある(<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1278270>)。
- (8) 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』(日本評論社、一九三七年)二〇八頁、加藤『不法行為』二二九頁。
- (9) 古笛恵子『遅延損害金の起算日』『交通事故判例百選』(有斐閣、第四版、一九九九年)一八六頁。
- (10) 谷口知平教授は、適当な請求を受けた時あるいは訴えの提起の時から遅滞となるとされている(谷口知平『総合判例研究叢書民法(4)』[有斐閣、一九五七年]四一頁)。
- (11) 平井宜雄『債権各論Ⅱ不法行為』(弘文堂、一九九二年)(以下「平井『不法行為』」と略記する)一六六頁。
- (12) 平井『不法行為』一六六頁。
- (13) 潮見『不法行為法』二六七頁。潮見教授によつては、同『不法行為法Ⅰ』(信山社、第二版、二〇〇九年)、同『不法行為法Ⅱ』(信山社、第二版、二〇一一年)が公刊されているが、遅延損害金に関する箇所は二〇一二年八月現在改訂されていない。
- (14) 潮見『不法行為法』二六七頁。
- (15) その他、平野裕之『民法総合6不法行為法』(信山社、第二版、二〇〇九年)四四五頁は、「難問であり、立法に

よる解決が必要である（判例を採用すべきか）」とされている。

(16) 藤原弘道「損害賠償債務とその遅延損害金の発生時期（上）（下）」判タ六二七号（一九八七年）二頁、六二九号二頁。

(17) 最判昭和五八年九月六日にかかる評釈として、後掲の吉田邦彦教授によるもののほか、前田達明「判批」民商九〇巻六号（一九八四年）一〇七頁を掲げておく（前田教授は、最判昭和五八年九月六日につき、現在「論考公表当時」の判例理論としては是認し得ると評価されている）。

(18) 平井宜雄「損害賠償法の理論」（東京大学出版会、一九七一年）四六七頁、平井「不法行為」一二七頁、前田・前掲九一四頁、窪田充見「金銭債務の不履行と損害賠償——問題分析の視角——」奥田昌道先生還暦記念『民事法理論の諸問題 下巻』（成文堂、一九九五年）三二七頁、三五四頁参照。

(19) 潮見「不法行為法」二六七—八頁。

(20) 吉田邦彦「判批」法協一〇一卷二号（一九八四年）一五七頁。

(21) 後藤孝典「不法行為損害賠償請求における遅延損害金の利率について」法時五七巻二二号（一九八五年）七四頁。

(22) 最近最高裁は、自動車保険契約の無保険車傷害条項に基づく保険金の支払債務に係る遅延損害金につき、商事法定利率である年六分と解すべきと判示した（最判平成二四年四月二七日金判一三九六号一六頁）。

(23) 四宮和夫「不法行為」（青林書院、一九八五年）（以下本稿では、「四宮『不法行為』」と略記する）六三四頁。

(24) 四宮「不法行為」六三五頁。加藤一郎編『注釈民法（19）債権（10）不法行為』（有斐閣、一九六五年）六二頁「篠原弘志」は、不法行為に基づく損害賠償債務の遅滞について、不法行為の態様と損害額算定の基準時が関係する問題と位置つけた上で、「不法占拠のような継続的不法行為で、明渡済に至るまで賃料相当額の賠償が認められる場合には、法定利率による遅延賠償を求める余地はない」としている。

(25) この点につき、実務では、賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟の附帯請求として、賃貸借契約の終了後・明渡しまでの間の賃料相当額の金員の支払いが通常請求されるが、この訴訟物として、不法行為に基づく損害賠償

不法行為法における遅延損害金の算定と「賠償範囲」

四五

請求権（あるいは不当利得に基づく利得返還請求権）と目的物返還債務の履行遅滞に基づく損害賠償請求権が並んで掲げられている（司法研修所編『紛争類型別の要件事実——民事訴訟における攻撃防御の構造——』〔法曹会、改訂版、二〇〇六年〕九一頁）。

(26) 四宮『不法行為』六三四頁。

(27) 二木・後掲四五頁。イングランドにおける複利による遅延損害については、西牧駒藏「利息と複利と損害賠償額」F・A・マン執筆／法学研究所紀要（大阪経済法科大学）一一号（一九九〇年）五三頁がある。

(28) 前掲の西牧教授の論稿が示されるのみである（二〇一二年八月現在）。

(29) 複利による遅延損害金の算定はヨーロッパ契約法でも議論となっているようであり（オーレ・ランドー／ヒュー・ビール編『潮見佳男』中田邦博』松岡久和監訳』『ヨーロッパ契約法原則Ⅰ・Ⅱ』〔法律文化社、二〇〇六年〕一三三頁、オーレ・ランドー／エリック・クライフ／アンドレ・プリュム／ラインハルト・ツインマーマン編『潮見佳男』中田邦博』松岡久和監訳』『ヨーロッパ契約法原則Ⅲ』〔法律文化社、二〇〇八年〕二二三―四頁でも一定の紹介がなされているが、本稿で扱う *Sempiternitas* 判決には言及されていない。

(30) 課税処分取消しに伴って二〇〇〇億円の返還が認められた事案では利息も付されて返還されるようであるが、これが複利であったかどうかについては明らかではない（朝日二〇一一年二月一九日朝刊）。

(31) 水野忠恒『租税法』（有斐閣、第五版、二〇一二年）一〇九頁。

(32) 二木雄策「逸失利益と遅延損害金」判タ一〇四号（二〇〇二年）四四頁。二木教授による逸失利益算定への批判に関しては、同「逸失利益は正しく計算されているか——経済学的視点からの検討」ジュリ一〇三九号（一九九四年）七二頁参照。

(33) 平井教授は、損害事実説によれば、遅延損害金は金銭的評価の問題とすれば足りるとされている（平井『不法行為』七七頁）。しかし、損害の金銭的評価ではなく、賠償範囲の問題として、被害者が被った損害は単利によって算定されるべきものか、あるいは複利によって算定すべきものかという捉え方がより適切ではないかと思料する。もち

ろん、これらが截然と区別できない事案を排除するものではない。

(34) 平井『不法行為』七六頁。

(35) このことは、拙稿「制定法による知的財産侵害の救済と不法行為による『原状回復』」神戸五三巻四号(二〇〇四年)二九三頁においてすでに指摘したことの再論、あるいはその際の議論を補足しようとするものとなる。

(36) 詳しくは本論でみるが、*see, McGregor 2009, at 15-019.*

(37) 特に損害軽減義務との関係が問題となる。イングランドにおける損害軽減義務については、拙稿「不法行為法における損害軽減義務——債権法(不法行為法)改正への基礎調査としてのイングランド法研究——」広法三四巻一号(二〇一〇年)一七頁参照。

II イングランドにおける不法行為と遅延損害にかかる法状況の概要

1 はじめに

イングランド損害法(the law of damages)では、遅延損害について賠償を認めることについて謙抑的⁽³⁸⁾で、コモ
ン・ローでは、かつて、遅延損害の賠償請求はできないとされてきた⁽³⁹⁾。これには利息に否定的なカルバン主義の
影響が指摘されている⁽⁴⁰⁾。その後、次第に遅延利息の支払いが認められるようになったものの、*Westdeutsche*
Landesbank Girozentrale v Islington Brough Council [1996] AC 669 判決での Goff 卿による「遅延利息に関するイ
ングランド法は、場当たりのかつ不十分な態様で展開してきた」との判示が⁽⁴¹⁾、ごく最近までのイングランド損害
法の到達点とされてきた⁽⁴²⁾。

他方で、議会による制定法によっては、一九三四年から遅延損害の賠償が認められるようになっていた。しかし、

不法行為法における遅延損害金の算定と「賠償範囲」

四七

実務では一九七〇年まで遅延損害金の支払いが命じられることは稀であったとされている。⁽⁴³⁾ この制定法による遅延損害の賠償については単利によって計算されてきたことが限界と指摘されている。⁽⁴⁴⁾

遅延損害にかかる制定法として、現行法となるのは、一九八一年上級裁判所法 (Supreme Court Act 1981) 第三五 A 条と、一九八四年県裁判所法 (County Court Act 1984) 第六九条である。

つまり、イングランド法の遅延損害においては、コモン・ロー上の議論と、制定法による議論を区別する必要がある。本稿では、McGregor²⁰⁰⁹ に従い、コモン・ロー上の遅延損害金 (interest as damages) と、制定法による遅延損害金 (interest on damages) を区別して検討することにした。⁽⁴⁵⁾

しかしながら、現在のイングランド損害法での遅延損害金をめぐる議論において最も重視すべき点として、二〇〇八年に最近のイングランド損害法において最重要とされる判決——*Sempra Metals Ltd v Inland Revenue Commissioners* [2008] AC 561.——が現れており (以下本稿では、この判決を「*Sempra Metals* 判決」あるいは単に「*Sempra Metals*」と略記する)、『この「ランドマークとなる判決」によって、イングランドの遅延損害——ひいては、損害法全体——にかかる法状況は一変していることに注目すべきと考えられる。⁽⁴⁶⁾

以下の本稿における議論では、イングランド損害法によって最も権威を有する McGregor²⁰⁰⁹ を参照しつつ、イングランド損害法における遅延損害金について紹介・分析していくことにしたい。McGregor²⁰⁰⁹ に依拠した理由としては、イングランド損害法について同書に並ぶものはないという理由のほか、*Sempra Metals* 判決の後、これを組み込んだ精緻な体系書としては McGregor²⁰⁰⁹ しかない⁽⁴⁷⁾ と評価できるからである。

なお、イングランド損害賠償法における遅延損害の議論は契約違反による損害賠償と不法行為に基づく損害賠

償をとにも含むものであるが、本稿での検討の対象は、すでに「I」で述べた問題関心に基づき、不法行為に基づく損害賠償にかかる遅延損害金に限定する。

このように本稿では、イングランド損害法における awarding of interest にかかる議論を紹介していくことにするが、必ずしもわが国における遅延損害に関する議論と全く同一のものではない。その顕著な違いも、あらかじめここで触れておきたい。

2 イングランド損害法における「遅延損害（利息）」とわが国における遅延損害（遅延利息）の顕著な相違点

Sempra Metals 判決を紹介する前に、ここでイングランドにおける遅延損害（利息）とわが国における遅延損害（遅延利息）の相違点について紹介しておく。イングランド損害法における遅延損害の議論はわが国における遅延損害の議論と異なる部分もあり——もちろん、基本的には共通する部分が多い——、一定の混乱を避けるためである。

（1）遅延損害金算定の期間

イングランドにおける遅延損害金は、訴訟原因の発生時から判決時を最長の期間として裁判所の裁量によって認定されている。つまり、わが国のように判決から支払い済みまでの期間は遅延損害算定のための期間に含まれない（判決から支払い済みまでの期間について、詳しくは、後述する本論、とりわけ「V」を参照願いたい）。この点は、わが国における遅延損害金の算定と大きく異なる。

不法行為法における遅延損害金の算定と「賠償範囲」

(2) 将来の金銭的損失

イングランド損害法においては、とりわけ人身損害に関して、将来の金銭的損失について、遅延損害金は原則として認められない。⁽⁴⁷⁾ ここでいう将来の金銭的損失には、将来の治療費、逸失利益、将来の扶養利益の喪失等が含まれる。⁽⁴⁸⁾ *Jefford v Gee* [1970] 2 QB 130. における Denning 卿によると、将来の金銭的損失は、被害者が賠償にありつかなかった訳ではなく、そのように解さないと被害者が賠償の前払いを受けてしまう性質のものであることがその理由となる。

(3) 特別損害

特別損害 (special damages)、すなわち休業損害や治療費等については、遅延損害金の請求が認められる。ただし、遅延損害金の起算点となるのは、個々の支払いが行われた時点からとなる。なぜなら、被害者に賠償の必要が生じるのは (keep out of money)、個々の支払いが実施された時からであるからである。⁽⁴⁹⁾ たとえば、物の修理費用については、原告が修理費を支払った日から遅延損害金が発生する。被害者に賠償の必要が生じるのは金銭を支払った日からだからである。しかしながら、個々の支払いがなされた時から判決までそれぞれ個々に算定するとすると、極めて煩雑な計算を要することになる。この煩雑さを避けるためにイングランド法がどのような立場を採用しているかについては、本論で述べることにする。

(4) 遅延損害の内容

また、イングランド法では、通常の「損害」の内容を、賠償額に相当する金銭が手元であれば投資することができ、あるいはこれによって得られたであろう利息等を損害の内容と捉えていることを、ここで確認しておくた

い。

すなわち、イングランドにおける損害概念は、わが国における一部学説が明示的に採用していた見解と同様の立場を採用している。たとえば、物を引渡す債務の履行が遅滞した場合、イングランド法では引渡しまでに物の価値を失ったことにかかる損害の賠償が認められる（つまり利用料などである）。そして、この損害の賠償はまさに遅延損害金と等価であり、物が利用できなかった損害に加えて遅延損害の賠償を認めることは、——重複填補として——不適切とされているのである。⁽⁵⁰⁾このことはとりわけ土地の不法占拠の場合に顕著である。というのも、土地の不法占有によって損害が通常の賃料相当額とされる場合、遅延損害金は認められない。なぜなら、この場合遅延損害金を認めることは重複填補を認めることになるからである。⁽⁵¹⁾

以上のような相違点に注意しつつ、では、イングランド損害法で最も権威を有するMcGregor²⁰⁰⁹に依拠しつつ、この領域のランドマークとなる*Sempra Metals*判決を紹介することから始め、*Sempra Metals*判決より前の法状況と、*Sempra Metals*判決の後の法状況を比較することによって、イングランド法の検討を進めることにしたい。そこで焦点が当てられるのは、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金と、通常の賠償範囲との異同である。

(38) なお、本稿で参照するイングランド損害法の議論は、損害法における「the awarding of interest」の箇所、契約に関する議論と不法行為に関する議論が含まれる。このうち、不法行為に関する部分は、基本的にわが国における不法行為による損害賠償債務の遅延損害金算定の議論と対応すると考えられる。もちろん、異なる部分もあるため、

不法行為法における遅延損害金の算定と「賠償範囲」

五一

相違点については本論で明らかにしていくことにしたい。

- (39) Butterworths common law series: *The Law of Tort*, 2nd ed., 2007, 6.11. 以下、本稿では同書を「Oliphant2007」と略記する。

- (40) *McGregor2009*, at 15-001.
(41) [1996] AC 669 at 682F.
(42) *McGregor2009*, at 15-001.
(43) *McGregor2009*, at 15-050. 一九六九年の法状況の変化については、本文で述べる。
(44) *McGregor2009*, at 15-036.
(45) *McGregor2009*, at 15-003.
(46) *McGregor2009*, at 15-002.
(47) *Oliphant2007*, at 6.12.
(48) *Oliphant2007*, at 6.12.
(49) *Oliphant2007*, at 6.13.
(50) *McGregor2009*, at 15-012.
(51) *Oliphant2007*, at 6.11, n.7, *McGregor2009*, at 15-026.

Ⅲ *Semptra Metals* 判決

1 事案の概要

原告はイングランドに住所を有するドイツ企業の子会社であり、被告はイングランド内国歳入庁である。

連合王国に住所を有する企業は、その配当について事前企業税 (advanced corporation tax) の納税をする必要があり、その額は、事後に計算された本企業税 (mainstream corporation tax) と相殺されることによって清算されることになっていた。

また、事前企業税額の基礎となる配当につき、親会社に対する配当であって、連結納税を選択している場合には、事前企業税の基礎となる配当額から控除されていた。

ところが、ここでいう「親会社」とは連合王国内に住所を有する企業に限られていたため、連合王国以外に親会社をもつ子会社の支払う事前納税額は、親会社に対する配当額を含めて計算されることとなり、連合王国国内に親会社を有する子会社よりも高額を支払う必要があった。つまり、本来本企業税を支払う時期よりも早く納税をする必要が生じることになる。本件ではおよそ一年から一〇年早く納税する必要が生じたとされている。

この点につき、ドイツの企業がヨーロッパ司法裁判所に提訴した。ヨーロッパ司法裁判所は、イングランドのこの制度はEC条約五二条の設立の自由 (freedom of establishment) に違反すると判示した。⁽⁵²⁾

ただし、ヨーロッパ司法裁判所は、EC法違反による救済をヨーロッパ司法裁判所で議論することを拒んだ。

そこで、イングランドに住所を有する子会社が、イングランド内国歳入庁を相手取って、本来よりも納税時期を早く徴収されたことについて、救済を求めた。訴訟原因は、原状回復 (restitution) と損害賠償 (damages) であるが、原告は、原状回復による請求を先に審理するように求めた。

イングランド内国歳入庁は単利での金銭の返還については応じており、貴族院での唯一の争点は、原告が求める複利での金銭の支払いである。この争点の決め手となるのは、——制定法による遅延損害金は単利に限られる

ため——コモン・ローによって複利での賠償を認めることができるのかである。この点に関しては、訴訟原因は原状回復となるのか、それともEC法違反の不法行為となるのかが重要となる。⁽⁵³⁾

控訴院は複利での支払いを認めた。被告イングランド内国歳入庁より上訴。

2 判旨

貴族院は、複利での支払いを命じた控訴院の判断を正当として上訴を認めず、原告勝訴とした。

ただ、イングランド貴族院の判旨は、複利での金銭の支払いを命じることに一致しているものの、訴訟原因を原状回復とするか損害賠償とするかについては、見解が分かれている。

ここでは、二人の裁判官の見解を対比しつつ、紹介している。

多数意見となった訴訟原因を原状回復とする見解のNicholls裁判官は、「裁判所は、訴訟原因が契約であろうと不法行為であろうと、単利または複利での損害賠償請求を認める権限を有する」と判示した。⁽⁵⁴⁾

他方で、原状回復の点については少数意見であるScott裁判官は、結論としては多数意見に賛意を表明している。つまり、「契約違反や不法行為を訴訟原因とする遅延損害金の賠償請求は原理的には回復可能ではあるものの、損害の証明、賠償範囲、損害軽減義務など損害賠償にかかる規律に服するものである」と述べている。⁽⁵⁵⁾ Scott裁判官は、この判示を一読すると、損害につき証明を必要とするとの立場に思える。⁽⁵⁶⁾

この点につき、Nicholls裁判官はさらにより詳細な判示を加えている。すなわち、「貴族院は、原理の問題として、原告は債務の履行が遅延したことによって惹起された損害の賠償を求めることができることを明確に判示

すべきである」とする一方で、「ただし、ここでいう損害とは単に抽象的な『損害』ではなく、より詳細に特定され、かつ証明されたものでなければならぬ。コモン・ローは金銭の支払いの遅延そのものを損害とは捉えておらず、損害の証明が損害賠償の要件となる」との判示である。⁽⁵⁷⁾

Nicholls 裁判官は、さらに以下のような立場を前提としている。それは、「損害の内容は、金銭を借り入れることであったかもしれない。その場合は、複利の要素が含まれる。また、損害の内容は、支払われるべき金銭を投資する機会を逃したことにあってもよいかもしれない。この場合においても、複利による収益を得られたかもしれない」という、複利による遅延損害の賠償は、損害の証明および事案による前提である。⁽⁵⁸⁾

3 McGregor による分析

McGregor 2009 は、それまで複利による遅延損害の賠償に抑制的であった判例法につき、不法行為による損害は「通常の賠償範囲の基準を充たせば賠償が認められる」というコモン・ローの原則から逸脱した変則的で原理に基づかないものであった」という Nicholls 卿の判示を重視している。⁽⁵⁹⁾ つまり、*Semptra Metals* 判決は、複利による遅延損害金についても通常の損害賠償範囲の規律によって判断されることを明らかにした判決であると分析している。⁽⁶¹⁾

4 *Semptra Metals* 判決の帰結

McGregor 2009 によれば、原告によって損害が賠償の範囲に含まれることを証明される限りは、全面的に複利不法行為法における遅延損害金の算定と「賠償範囲」

での損害賠償が可能となったと説かれている。⁽⁶²⁾ このことは、エクイティの領域だけではなく、契約違反や不法行為が訴訟原因となる場合についても、全く同様である。⁽⁶³⁾

また、かつてイングランド法律委員会は、一五〇〇ポンドを超える損害賠償につき複利での賠償が推定されることを提案していたが、⁽⁶⁴⁾ もはやこの提案よりも *Sempra Metals* 判決による規律の方がはるかに望ましいと評価されている。⁽⁶⁵⁾

結論として、遅延損害も通常の損害賠償の規律に服するに過ぎないことが明らかにされている。⁽⁶⁶⁾ つまり、遅延損害金の算定は、通常の賠償範囲の議論の射程に含まれることとなり、また同時に損害軽減義務の対象ともなるのである。⁽⁶⁷⁾

他方ではまた、*Sempra Metals* 判決による画期的な進展によっても大多数の判例法——とりわけ人身損害に関する損害賠償——にはほとんど影響がないこともまた、指摘されている。⁽⁶⁸⁾ それでは、続いて、*Sempra Metals* 判決によって、イングランド損害法における遅延損害金をめぐる法状況はどのように変化したか／変化していないのかについて、分析していくことにしよう。

(52) *Metallgesellschaft Ltd. v Inland Revenue Commissioners* [2001] Ch 620.

(53) *see*, *McGregor* 2009, at 15-062. EC法違反の不法行為については、拙稿「損害賠償法における制定法義務違反の意義・機能 (一) (二・完)」民商一二七巻二号 (二〇〇二年) 二二二頁、三号三九四頁参照。

(54) [2008] AC 561, at para. 100.

(55) [2008] AC 561, at para. 132.

(56) *McGregor* 2009, at 15-064.

- (57) [2008] AC 561, para. 96.
- (58) [2008] AC 561, para. 95.
- (59) [2008] AC 561, para. 74.
- (60) *McGregor*2009, at 15-065.
- (61) *McGregor*2009, at 15-065.
- (62) *McGregor*2009, at 15-069.
- (63) *McGregor*2009, at 15-069.
- (64) *Pre-judgment Interest on Debt and Damages*, Law Com. No.287 (2004). 法律委員会のこの提案について、詳しくは法律委員会(Saunders) (<http://lawcommission.justice.gov.uk/areas/650.htm>) 参照。
- (65) *McGregor*2009, at 15-069.
- (66) *McGregor*2009, at 15-072.
- (67) *McGregor*2009, at 15-072.
- (68) *McGregor*2009, at 15-072.

IV 不法行為と遅延損害にかかる *Sempra Metals* 判決前の法状況

1 序

まずは、*Sempra Metals* 判決より前の法状況である。*Sempra Metals* 判決より前のイングランドにおける遅延損害金の法状況については、すでに何度か述べた通り、コモン・ローによる遅延損害金と、制定法による遅延損害金に分けて議論をする必要性が認められる。また、契約違反による損害賠償の遅延損害金と、不法行為に基づく

不法行為法における遅延損害金の算定と「賠償範囲」

五七

損害賠償請求に関する遅延損害金についても区別する必要があるが、本稿の射程が後者のみであることもまた、既述の通りである。

2 コモン・ローによる遅延損害金

コモン・ローによる遅延損害金については、土地を除いた財産の滅失・損傷、土地にかかる不法行為と人身損害に分けて議論がなされている。⁽⁶⁹⁾

(1) 土地を除いた財産の滅失・損傷

土地を除いた財産の滅失 (destruction) について、判例法はないとのことである。⁽⁷⁰⁾ ただしその利用による利益を一般の損害賠償として請求することは可能であって、これは遅延損害金と等価の性質を有すると説かれている。⁽⁷¹⁾

同じく土地を除いた財産にかかる損傷 (damage) についても、判例は紹介されていない。⁽⁷²⁾ この場合においても、滅失の事案と同様にその利用の利益を一般の損害賠償として請求可能とのことである。⁽⁷³⁾⁽⁷⁴⁾

(2) 土地にかかる不法行為

土地にかかる不法行為については、土地の不法占拠などが考えられるが、この場合、通常は一般的な土地の使用料が損害賠償として認容される。このとき、コモン・ローでは遅延損害の賠償は認められない。なぜなら、土地の合理的な使用料の賠償に加えて遅延損害金を認めることは、重複して損害を填補することを認めることになるとからである。⁽⁷⁵⁾ *Whitburn v Westminster Brymbo Coal and Coke Company*, [1896] 1 Ch 894 において Chitty は

「原告が被告のもとにおいて遅延損害金を運用することを認めることになってしまふ」と判示している。⁽⁷⁶⁾

(3) 人身損害

海事法廷の管轄となる事案を除いて、人にかかる不法行為について、コモン・ローのもとにおいては、遅延損害の問題は発生しない。⁽⁷⁷⁾ 人にかかる不法行為に遅延損害の賠償が認められるのかについては、次の制定法による議論を参照する必要がある。

3 制定法による遅延損害金

(1) はじめに

冒頭ですでに述べた通り、現在では制定法（上級裁判所における訴訟については一九八一年上級裁判所法第三五条A）によって遅延損害金の賠償請求が認められている（県裁判所における訴訟については、一九八四年県裁判所法第六九条によって一九八一年上級裁判所法三五条Aと同様の規定がおかれている）。ただ、やや注意を要するのは、一九八一年上級裁判所法三五条Aに関して、遅延損害の賠償について裁判所の裁量が認められていることである。⁽⁷⁸⁾

つまり、①そもそも遅延損害の賠償を認めるかどうか、②遅延損害の賠償を認めるとして、どのような利率か、③遅延損害の賠償を認めるのは、損害のうちどの部分か、④遅延損害の賠償が認められるのは、訴訟原因の発生から判決（あるいは支払い）までの期間のうちどの期間か、⁽⁷⁹⁾ ⑤遅延損害の賠償が認められる期間のうち、異なる利率を認めるべき期間があるかどうかを裁判所の裁量に委ねられているのである。

不法行為法における遅延損害金の算定と「賠償範囲」

ただし、人身損害の場合は、一九八一年上級裁判所法第三五条A(2)によって、遅延損害の賠償を認めるべきではないとする特段の事情がない限り、遅延損害の賠償を認めなければならないとされており、①に関する裁判所の裁量は限定されることになる。⁽⁸⁰⁾

また、一九八一年上級裁判所法第三五条Aにおける遅延損害は単利に限られる。⁽⁸¹⁾けれども、「Ⅲ」で紹介した *Sempna Metals* 判決によつて、このことが変容を被る可能性も指摘されている。⁽⁸²⁾⁽⁸³⁾

(2) 土地を除く財産の滅失

土地を除いた財産が滅失した場合について、*Metal Box v Currys* [1988] 1 WLR 175. (被告の帰責事由による火災によつて目的物が滅失した事案) が遅延損害金の支払いを認め、遅延損害金が認められる期間に原告がなんら目的物によつて利益を受けていなくとも、遅延損害金を認める障害とはならないと判示した。すなわち、滅失された目的物が利益を産出するものかどうかは問題とならず、火災によつて滅失したのは中国の明の時代の陶磁器であつてなんら収益をもたらすものではないものであつても、遅延損害金は認められるとした。⁽⁸⁴⁾

(3) 土地を除く財産の毀損

土地を除いた財産が毀損した場合、原則として土地を除いた財産が滅失した場合と同様に遅延損害の賠償が認められる。⁽⁸⁵⁾しかしながら、遅延損害の賠償が認められない場合もあり得る。*Giles v Thompson* [1994] 1 AC 142. では、自動車⁽⁸⁶⁾が毀損した修理期間中のレンタカー利用料につき、利用料の支払いは判決時に行う旨の約定があつた事案で、貴族院は遅延損害金を認めなかつた。その期間に原告がその財産的価値を利用できなかったとはいえないからである。⁽⁸⁶⁾

(4) 土地を除く財産の盗用

このことは、土地を除いた財産の盗用 (misappropriation) の場合も同様である。特許侵害があった場合、特許使用料相当額の損害には遅延損害の賠償が認められる。なぜなら、適切に特許使用料支払いの合意があったならば得られたであろう利益状況を回復するために必要な措置だからである。⁽⁸⁷⁾

けれども、いわゆる特別損害の賠償が求められている場合には、制定法によっても遅延損害金の支払いが認められないことがある。 *Trafjiguva Beher BV v Mediterranean Shipping Co SA* [2007] 2 Lloyd's Rep. 622. では、横領された目的物の価格が判決時までに騰貴していた事案で、遅延損害の賠償は認めることができないとされた。この理由としては、目的物が騰貴したことを理由に賠償を認めることに加えてその部分に遅延損害の賠償を認めることは、原告に二重の利得を認めることになるということが挙げられている。⁽⁸⁸⁾

(5) 土地への侵害

土地への侵害、例えば不法占拠の事案では、コモン・ローによっては重複填補を理由として遅延損害金が認められないことは、既にみた。同様に、制定法によっても二重の填補を理由に土地への侵害について遅延損害金の支払いは原則として否定される。⁽⁸⁹⁾

しかしながら、土地への侵害について例外的に遅延損害金の支払いが必要となる事案もある。 *Carr v Boxwall* [1960] 1 WLR 314. は、一九五八年八月に原告の占有権原が認められたが、損害の評価は一九五九年に遅れたという事実関係である。この場合、一九五八年八月から判決時までの遅延損害金の請求が認容された。

(6) 人身損害

不法行為法における遅延損害金の算定と「賠償範囲」

Semptra Metals 判決より前の制定法による遅延損害金の最後として、人身損害にかかる遅延損害の賠償の問題を採り上げる。人身損害に遅延損害金の支払いを認める一九三四年法の規定にもかかわらず、実務上イングランの裁判所は一九七〇年まで人身損害に遅延損害金の支払いを認めてこなかった。⁽⁹⁰⁾

その後、一九六九年の制定法の改正によって、人身損害につき遅延損害金の支払いは裁判所の裁量ではなく、必要的に認められるべきものとなった。⁽⁹¹⁾そして、この改正への対処として、*Jejford v Gee* [1970] 2 QB 130 において Denning 卿の判示によってガイドラインが示されることになった。⁽⁹²⁾⁽⁹³⁾この Denning 卿によるガイドラインについては、*Semptra Metals* 判決によっても特に影響を受けないため、*Semptra Metals* 判決後の展開としてみることにしよう。

以上、このような *Semptra Metals* 判決前の法状況は、*Semptra Metals* 判決によってどのような変容を被った／被っていないのであろうか。次にこの問題の検討に移ることにする。

- (69) *MacGregor*2009, at 15-019.
- (70) *MacGregor*2009, at 15-019.
- (71) *MacGregor*2009, at 15-019. ただし、海商法の領域では、エキイティによって、かねてより例外的に海上事故による船舶の滅失について遅延損害金が認められている (*MacGregor*2009, at 15-020)。
- (72) *MacGregor*2009, at 15-022.
- (73) *MacGregor*2009, at 15-022.
- (74) つまり、滅失の場合と同様に、海上事故による船舶の損傷については、修理費の支払いの時から遅延損害金の支

払いを請求するに及びし得 (McGregor2009, at 15-023.)。

- (75) McGregor2009, at 15-026.
- (76) [1896] 1 Ch.894, 899.
- (77) McGregor2009, at 15-028.
- (78) McGregor2009, at 15-031.
- (79) ただし、ハンブルグ「支払い」とは、判決前の支払いを意味し、判決後に支払われる場合を含まない。
- (80) *see*, McGregor2009, at 15-032.
- (81) McGregor2009, at 15-036.
- (82) McGregor2009, at 15-036.
- (83) ただ、導入部分で述べた通り、イングランド法における遅延損害は、最長で訴訟原因の発生から判決までの期間の請求について認められるものであり (McGregor2009, at 15-037)、『わが国の遅延損害の賠償とは異なる特徴も有しうる』。
- (84) *see*, McGregor2009, at 15-046.
- (85) McGregor2009, at 15-047.
- (86) [1994] 1 AC 142, at 168D. *see*, McGregor2009, at 15-047.
- (87) *General Tyre and Rubber Co v Firestone Tyre and Rubber Co.*, [1975] 1 WLR 819 HI. *see*, McGregor2009, at 15-048.
- (88) [2007] 2 Lloyd's Rep. 622., at para. 43. *see*, McGregor2009, at 15-048.
- (89) McGregor2009, at 15-049.
- (90) McGregor2009, at 15-050. その詳細な理由は記述されていない。
- (91) *see*, McGregor2009, at 15-050.
- (92) McGregor2009, at 15-050.

不法行為法における遅延損害金の算定と「賠償範囲」

(93) ただ、McGregor2009によれば、人身損害における非金銭的損害については、*Sempra Metals* 判決の判示に照らしなくても、複利による遅延損害金の支払いが認められないと説かれている (McGregor2009, at 15-053, n.189)。

V 不法行為と遅延損害金にかかる *Sempra Metals* 判決後の展開——賠償額の算定

1 序

Sempra Metals 判決後の展開につき——*Sempra Metals* 判決はイングランド損害法のランドマークとなる判決と評価されてはいるものの——、学説は、ほとんどの事案、とりわけ人身事故の事案においては、*Sempra Metals* 判決のブレイクスルーによっては影響を受けないこともまた確かであると評価している。⁽⁹⁴⁾

以下では、そこで、イングランド法においてどのようなようにして不法行為による損害賠償債務につき遅延損害金を算定しているのかについてみていくことにするが、特に断らない限りは、以下の法状況は *Sempra Metals* 判決の前後に共通するものである。

2 遅延損害金算定のための期間について

遅延損害の賠償が認められる期間としては、——原告による訴え提起が遅れた場合を除いて⁽⁹⁵⁾、一九八一年上級裁判所法第三五条A条によって、訴訟原因が発生した時から判決時までの期間を最長として、裁判所の裁量によって認定することが可能である。⁽⁹⁶⁾

他方、判決から支払い済みまではイングランドでは遅延損害として扱われておらず、一八三八年判決法

(Judgments Act 1838) 第一七条に基づいて請求することになる。⁽⁹⁷⁾ つまり、判決後の一定の利率に基づく金銭の支払命令は、イングランドではわが国における遅延損害とは異なることになる。⁽⁹⁸⁾

議論を遅延損害金算定のための起算点に戻すと、原則としてそれは訴訟原因の発生時となり、⁽⁹⁹⁾ほとんどの場合訴訟原因の発生と損害の発生は一致する。⁽¹⁰⁰⁾しかし、訴訟原因の成立と損害の発生が異なることはあり得るところであり、⁽¹⁰¹⁾この点についても制定法による遅延損害の賠償にかかる起算点の設定は原則として裁判所の裁量によることになる。⁽¹⁰²⁾

以下、特に人身損害の具体的な項目について分けてみていくことにしよう。

3 人身被害（生命侵害を含む）の場合——Denning 卿のガイドライン

イングランドにおける死亡事故を含んだ人身被害については遅延損害の賠償が認められるかどうかは、*Semptra Metals* 判決の後においても変更はなく、*Jelford v Gee* [1970] 2 QB 130, CA. における Denning 卿のガイドラインが出发点となる。⁽¹⁰³⁾

Denning 卿のガイドラインによれば、人身損害にかかる金銭的損害につき、①不法行為から判決までの特別損害、すなわち逸失利益あるいは医療費については遅延損害金が認められるべきであるが、②将来の金銭的な損害——逸失利益であろうと将来の医療費であろうと——については、遅延損害金は認められないというものである。⁽¹⁰⁴⁾非金銭的な損害については、その性質上訴訟前のものか訴訟後のものか区別することが困難なことを理由に、通常損害として一括して遅延損害金が認められる。⁽¹⁰⁵⁾

不法行為法における遅延損害金の算定と「賠償範囲」

また、死亡事故法(Fatal Accidents Act)に基づく損害賠償請求については、人身損害にかかる非財産的損害および扶養利益の侵害とともに、原則として、令状(レター)の交付から事実審理までが遅延損害金の認められる期間とされている。⁽¹⁰⁶⁾

4 人身損害の過去の損害についての遅延損害金の算定方法——簡略化

ただ、*Jelford v Gee*におけるガイドラインを個別の事案に厳格に適用することは、過度の煩雑化を招く。そこで、人身損害にかかる損害の遅延損害金算定については、煩瑣な作業を簡略化するために、半分の期間か、半分の利率を適用することで、それぞれの損害項目について遅延損害金を計算する方法が採用されている。⁽¹⁰⁷⁾

より詳しく述べると、個別の支払毎に遅延損害金の起算点を異ならせることは、あまりに煩雑となる。そこで、イングランド法では、簡略化の観点から次の二つの方法が認められている。すなわち、①遅延損害金の起算点を事故時としつつ、遅延損害金の利率を通常の半分とする方法と、②遅延損害金の利率を通常の利率としつつ、損害の発生から判決までの期間の半ばまでについてのみ遅延損害金の支払いを認める方法の二つである。⁽¹⁰⁸⁾

ただ、*Jelford v Gee*における *Denning* 卿によるガイドラインにおける簡略化の箇所は理念的なものであり、現在において必ずしも厳密にイングランド法において全面的にそのまま維持され続けている訳ではない。⁽¹⁰⁹⁾

5 人身損害事案における非金銭的損害と遅延損害金

人身損害事案においては非金銭的損害についても遅延損害金の支払は認められるが、それはインフレーション

に対処するためではない。⁽¹⁰⁾ *Jefford v Gee* における Denning 卿のガイドラインによれば、金銭的損害とは異なり、非金銭的損害については令状発布のときから遅延損害金が認められる。この理由は、遅延損害金は賠償にありつけなくなった時から認められるべきであるとの理由が示されているが、この Denning 卿によるガイドラインには学説からは疑問も呈されてはいるところである。⁽¹¹⁾

現在のイングランドにおける裁判実務では、非金銭的損害にかかる遅延損害金は過少にしか認められていないか、あるいは過大に認容されているかのどちらかであると指摘されている。⁽¹²⁾

6 遅延損害金を算定するための利率について

(1) 序

イングランド損害法において遅延損害を算定するための利率は、コモン・ローによる場合と制定法による場合とで異なる。というよりもむしろ、イングランド損害法では遅延損害金を算定するためには様々な利率が用いられている。⁽¹³⁾

すなわち、商事裁判所 (Commercial Court) においては市場金利 (commercial rate) が用いられ、(死亡を含む) 人身損害については、特別投資口座 (special investment account rate) の金利が基準となり、さらに、裁判上の債務については判決法 (Judgments Act) が定める利率が基準となる。⁽¹⁴⁾ また、被害者が外貨を借り入れざるを得なかったであろう場合は、外国の金利によって遅延損害金が算定される事案もある。⁽¹⁵⁾

(2) 人身損害の事案

不法行為法における遅延損害金の算定と「賠償範囲」

一九六九年法改革法によって人身損害で遅延損害金の支払いが強制的になって初めて控訴院が判断を示した、*Jeiford v Gee* では、六％で遅延損害金が算定された。⁽¹¹⁸⁾

現在においても、人身損害にかかる金銭的損害については特別投資口座が基準となっており、二〇〇九年二月の段階で三％である。⁽¹¹⁹⁾ 人身損害にかかる非金銭的損害についても一九八二年以降変更はなく、二％が基準となっている。⁽¹²⁰⁾⁽¹²¹⁾

一九八三年に制定法によって導入された死亡事故法による死別慰謝料 (Bereavement) については、二％の利率が維持されているとは評価できないとのことである。⁽¹²²⁾

7 遅延損害金が減額される場合——訴え提起に重大な遅滞がある場合

以上のように現在のイングランド法では不法行為に基づく損害賠償債務について遅延損害金が算定されてはいるものの、訴えの提起があまりに遅れると遅延損害を算定するための期間が短縮されることがある。⁽¹²³⁾ すなわち、*Jeiford v Gee* における Denning 卿のガイドラインによれば、当事者に「重大な遅滞 (gross delay)」がある場合、遅延損害金算定のための利率を低率にしたり、遅延損害金が認められる期間を短縮したりすることが可能であると判示されている。⁽¹²⁴⁾

例えば、被害者あるいは被害者の遺族が未成年であるために訴えの提起が遅れた場合についても遅延損害金は判決時を基準として算定されない。⁽¹²⁵⁾ 死亡事故法による事案である *Covert v Barking Health Authority* [1991] 2 QB 408 では、帝王切開時の不適切な麻酔処置により母親が死亡し、父親が自らの損害賠償のみを請求したため、事

故から一一年半後に帝王切開によって出生した子が損害賠償請求したという事案で（すなわち子は一歳六カ月）、控訴院は、遅延損害金を七年半の期間で算定した原審を維持した。

逆に、訴え提起が遅れた場合でも遅延損害金の期間を変更しない事案もみられる。 *Seashore Marine SA v Phenix Assurancie plc* [2002] Lloyd's Rep. 238. では、遅延損害金算定の点に鑑みて重大な遅滞はなかったとして、減額されることはなかった。

これは、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金の算定が——*Sempra Metals* 判決によって通常の賠償範囲の問題と異なることはないことが明らかにされたのであるから——ある種の不法行為法における損害軽減義務とも解することができるように思われる。⁽¹²⁶⁾

(94) *McGregor*2009, at 15-072.

(95) 上の問題については後述する。

(96) *McGregor*2009, at 15-073.

(97) この場合、遅延損害金の算定は、一九七一年までは四％に固定されていたが、一九八五年には一五％に跳ね上がった。 *see, McGregor*2009, at 15-075.

(98) *McGregor*2009, at 15-075.

(99) *McGregor*2009, at 15-078.

(100) *McGregor*2009, at 15-078.

(101) *McGregor*2009, at 15-080.

(102) *McGregor*2009, at 15-082.

(103) *McGregor*2009, at 15-088.

不法行為法における遅延損害金の算定と「賠償範囲」

- (104) [1970] 2 QB 130 CA, at 147A-C. *see*, McGregor2009, at 15-088.
- (105) McGregor2009, at 15-088.
- (106) [1970] 2 QB 130 CA. *see*, McGregor2009, at 15-088.
- (107) [1970] 2 QB 130 CA. *see*, McGregor2009, at 15-092.
- (108) McGregor2009, at 15-092.
- (109) McGregor2009, at 15-094.
- (110) Oliphant2007, at 6.15.
- (111) McGregor2009, at 15-095.
- (112) McGregor2009, at 15-096.
- (113) McGregor2009, at 15-104.
- (114) 特別投資口座とは、その時点で裁判所に払い込まれるとすれば必要な金利でもって (Oliphant2007, at 6.13.)、あるとは、上級裁判所資金規則 (Supreme Court Fund Rules) に基づく裁判所の口座のことである (McGregor2009, at 15-127.)。詳細については、インテグランド裁判所資金部 (Court Funds Office) のサイトを参照願いたい (<http://www.justice.gov.uk/protecting-the-vulnerable/cfo/interest-rates>)。
- (115) McGregor2009, at 15-105.
- (116) 現在のインテグランド商事事案にかかる実務的な扱いについては、基準金利に1%プラスするのが規範であると評価される (McGregor2009, at 15-114.)。
- (117) McGregor2009, at 15-121.
- (118) *see*, McGregor2009, at 15-127.
- (119) McGregor2009, at 15-130.
- (120) McGregor2009, at 15-132.

- (121) やや議論の本筋とは離れるが、このことと関連して、イングランドにおいて将来の金銭的損害を算定するにつき、中間利息を二%とするか三%とするかが議論されている (McGregor2009, at 15-133.)。
- (122) McGregor2009, at 15-134. イングランドにおいて確立した法規範は存在しないという趣旨のようである。
- (123) McGregor2009, at 15-097.
- (124) [1970] 2 QB 130 CA at 151E. see, McGregor2009, at 15-088.
- (125) 遅延損害金算定のための期間の終期が判決時ではなくより早められることになる。
- (126) イングランド不法行為法における損害軽減義務については、拙稿「不法行為法における損害軽減義務——債権法(不法行為法)改正への基礎調査としてのイングランド法研究——」広法三四卷一号(二〇一〇年)一七頁参照。

VI おわりに

1 イングランド法のまとめ

以上の通り、本稿では、イングランド損害法における不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金にかかる法状況を、冒頭で設定した問題関心に基づき、検討してきた。

その結果以下のが明らかとなった。すなわち、①イングランド法では、将来の金銭的損害(将来の治療費、逸失利益など)をはじめとして必ずしもすべての損害に遅延損害金の支払いが認められている訳ではない。②イングランド法では、とりわけ人身被害の特別損害につき遅延損害金が認められる場合には簡略化が行われているが、簡略化に際しては、遅延損害金算定のための期間を半分にしたたり、遅延損害金算定のための利率を半分にするなど、簡略化の根拠を裁判所の裁量とすることを正面から認めている。③イングランド法では、土地の不法占

不法行為法における遅延損害金の算定と「賠償範囲」

扱の事案等で賃料相当額の損害賠償を認容するにつき、遅延損害金を認めるのは重複填補になるとして、否定されている。④イングラント法では、ごく最近、遅延損害金の算定も通常の賠償範囲と異なるところはないのであって、賠償範囲の規律（損害の証明や損害軽減義務）に服することが明らかにされた。したがって、遅延損害金についても損害の証明によってその範囲が定まり、同時に損害軽減義務の対象となり、被害者による訴えの提起に重大な遅滞があった場合には遅延損害金を減額することも、あり得ることとなる。⑤イングラント法では、複利による遅延損害金の算定も賠償の範囲の問題として、その可能性が認められた。⑥被害者による訴え提起に重大な遅滞があった場合、遅延損害金算定のための期間が短縮されたり、利率が低率とされるなどしている。

以下では、本稿において検討してきたイングラントの法状況の結果に基づき、あらためて冒頭で設定した問題関心に従って検討していこう。

2 日本法への示唆1——遅延損害金算定の「簡略化」（将来の損害にかかる遅延損害金）

「I」で設定した第二の問題点につき、イングラント法のまとめ①②より次のように述べることができる。すなわち、わが国においてもすでに弁護士費用の遅延損害金算定の起算点を不法行為時とする判例につき、損害の現実化に応じて遅滞時を分断するやり方はあまりにも煩雑・煩瑣であって、「このような複雑さ回避の実務上の要請が、本判決の重要な因子になっている」と指摘されていた。⁽¹⁷⁾

この点について、イングラント法を参照すると、本来遅延損害金が発生するのは被害者の個別の支払いの後であるところ、個々の支払い毎に遅延損害金を算定するのはあまりに煩雑となるため、遅延損害金算定のための期

間を半分とするか、算定のための利率を低くすることが、裁判所の裁量を根拠として認められていた。

このようなイングランド法を参照すると、わが国においても不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金の起算点が不法行為時（損害発生時）とされていることにつき、——次に述べる通り遅延損害金の算定は通常の賠償範囲の問題と異ならず、賠償範囲に裁判所の一定の裁量を認めざるを得ないとすると——正面から裁判所の裁量を理由とすべきように思われる。現在の実務による扱いを、簡便な計算方法として——しかしその場合も遅延損害の賠償範囲を決するのに裁判所の裁量があることを確認しつつ——再評価して説明することも、可能と思われる。

なお、本稿では詳細に論ずることはしないが、イングランド法において——とりわけ人身損害につき——将来の損害につき遅延損害金が認められないことをどのように評価するかにつき、さらなる議論の余地も残されているといえよう。

3 日本法への示唆2——賃料相当額の損害賠償における重複填補

「I」で設定した第三の問題点につき、イングランド法のため③より次のように述べることができる。すなわち、財産侵害の不法行為にかかる「損害賠償」の内容についてである。

わが国においても、かねてより「遅延利息」は、「損害賠償の一種」とされるところ、⁽²⁸⁾他人の物の不法占拠によって使用料（賃料）相当の賠償が認められる場合には、遅延利息を請求することはできないとの議論がなされていた⁽²⁹⁾

不法行為法における遅延損害金の算定と「賠償範囲」

この点につき、本稿で検討したようなイングランド法を参照すると、「遅延利息」が損害賠償の一種であるとするれば、他人の物の不法占拠による賃料相当の損害と重複填補の関係であることが明らかとなった。だとすると、かねてよりこのことを論じていた見解を再評価すべきと考えることができ、また、「賃料相当額の損害賠償」には、通常の損害賠償とは異なる性質がある正面から承認すべきように思われる。⁽¹³⁰⁾

4 日本法への示唆3——複利による遅延損害金の算定

「I」で設定した第一、第四の問題点につき、イングランド法のまとめ②④より、次のように述べることができる。すなわち、複利による遅延損害金について、従来は、損害事実説を採用するとすると、遅延損害金は金銭的評価の問題とすれば足りるとされていた。⁽¹³¹⁾しかしながら、仮にこのような見解に従うとしても、では、遅延損害金を単利で金銭的に評価するのか複利で金銭的に評価するのが次に問題になるし、イングランド法を参照したところ、これは金銭的評価の問題ではなく、むしろ賠償範囲の問題とされていることが明らかとなった。すなわち、加害者の行為によって被害者が複利による損害を被ったことが証明されれば——それは同時に損害軽減義務の対象ともなるのであるが——賠償範囲に含まれるのである。

つまり、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金算定については、損害の金銭的評価ではなく、賠償範囲の問題として、被害者が被った損害は単利によって算定されるべきものか、あるいは複利によって算定すべきものかという捉え方がより適切ではないかと思料する。⁽¹³²⁾その場合、やはりわが国においても単に「複利による損害があった」という主張のみでは複利による遅延損害金は認められないが、具体的な主張立証を前提として、複利

による損害が被害者に認められれば、これを否定する理由はないように思われる。

5 日本法への示唆4——訴えが遅延した場合の遅延損害金

「I」で設定した第五の問題点につき、イングランド法のまとめ④⑥より、次のように述べることができる。すなわち、わが国においては、学説は被害者による訴えが遅延した場合に賠償額を減額すべきことを説くものがあったが、判例は必ずしもこのことにつき明白とは評価しがたいところが見受けられた。⁽¹³⁴⁾

イングランド法では、とりわけ人身事故の事案においてであったが、被害者による訴え提起に「重大な遅滞」があった場合、賠償額を減額すべきとのガイドラインが貴族院の判例において判示されていた。⁽¹³⁵⁾ わが国においても、このようなイングランド法から示唆を得つつ、すでにこのような趣旨を説く見解を再評価することによって、被害者による訴えに重大な遅滞がある場合には、——ある種の損害軽減義務の一つの局面として——遅延損害金を減額すべき場合があることを確認すべきではなからうか。⁽¹³⁶⁾

6 残された課題

以上で本稿における議論を終えることにするが、すでにここまでで述べたものもあるが、たとえば、次のような課題も残されている。

イングランド法において——とりわけ人身損害につき——将来の損害につき遅延損害金が認められていないことをどのように評価するかにつき、さらなる議論の余地も残されている。

不法行為法における遅延損害金の算定と「賠償範囲」

また、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金の算定については租税の要素を考慮する必要も生じる可能性がある。たとえば、被告の不法行為によって原告が損害を被ったが、その損害については費用として処理したため租税を算定するための基礎となる利益の額が減少したとすると、税額が減少したことによる利益を原告は受けたことを理由として遅延損害金の額も減額されるべきかという問題である。⁽¹²⁷⁾しかし、以上のような課題については、別稿において論じることとしたい。

(127) 吉田邦彦「判批…最判昭和五八年九月六日民集三七卷七号九〇一頁」法協一〇一卷二二号（一九八四年）一五七頁。

(128) 四宮『不法行為』六三四頁。

(129) 四宮『不法行為』六三五頁、加藤一郎編『注釈民法（19）債権（10）不法行為』（有斐閣、一九六五年）六二頁「篠原弘志」。

(130) 「賃料相当額の損害賠償」には通常の損害賠償とは異なる要素があるとの主張は、すでに拙稿「制定法による知的財産侵害の救済と不法行為による『原状回復』」神戸五三卷四号（二〇〇四年）二九三頁で展開した議論を、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金算定における議論を参照することによって、補足ないし補強しようとするものである。

(131) 平井『不法行為』七七頁。

(132) もちろん、このような議論を展開するからといって、これらが截然と区別できない事案を排除するものではない。

(133) 平井『不法行為』一六六頁、潮見『不法行為』二六七頁。

(134) 最判平成七年七月一四日交民集二八卷四号九六三頁。下級審裁判例ではあるが、札幌地判平成二三年七月二七日判時二一四一号九六頁は、一二年後に症状が悪化したことによる損害賠償請求につき、被害者の受診の遅れ等を理由

に過失相殺をすべきではないとした（確定）。

(135) また、イングランドにおいては、不法行為法においても損害軽減義務の法理が確立している。このことについては、後掲する拙稿の参照を願いたい。

(136) 不法行為法における損害軽減義務について、わが国における不法行為法においてもすでに承認された法規範であると評価することが可能と思料する（拙稿「不法行為法における損害軽減義務——債権法（不法行為法）改正への基礎調査としてのイングランド法研究——」広法三四巻一号「二〇一〇年」一七頁）。

(137) McGregor 2009, at 15-135.

Awarding interest in tort claims and the general rules of damages

Kunihiro ONISHI

When a person suffers a personal injury as a result of negligence by another person, or when his property is damaged or destroyed, he may have to wait for a long time before being compensated for his loss. During that period, he is deprived of the sum to which he is entitled and which could have earned interest if invested. Therefore, the question arises: Is a claimant entitled to an award of interest for being kept out of money, and if so, at what rate and for what period of time should the interest be awarded?

In conventional Japanese law, interest in tort cases is awarded for the period from the accrual of losses until the payment of losses. Further, calculation of interest is a ‘monetary valuation’ (Prof. Hirai) or a matter of judicial policy. In addition, the interest calculated is confined to simple interest, as it is not clearly stated that compound interest can be calculated.

On the other hand, the English ‘law of interest has developed in a fragmentary and unsatisfactory manner’ (Lord Goff). Under the common law, a claimant had no general right to interest for being kept out of money, though there existed several circumstances in which interest was payable (a general power to award interest on damages in all cases was conferred on the courts by statutes).

In this regard, the decision of the House of Lords in *Sempra Metals Ltd v Inland Revenue Commissioners* [2008] AC 561 was one which could be the most important concerning the law of damages in a long time (McGregor). Their Lordships were, in the words of Lord Mance, invited radically to re-shape the law.

Sempra Metals Ltd v Inland Revenue Commissioners allows the ability of

compound interest across the board in any case wherein a claimant can prove a loss of it. Recovery of compound interest would, of course, be subject to remoteness, mitigation and other general rules of damages.

It can be argued that Japanese law should confer compound interest too, of course, subject to general rules of damages. Japanese general rules of damages have an affinity for not only mitigation but also compound interest.

The dispute about awarding interest in English law is thought-provoking and worthy of further discussion.